

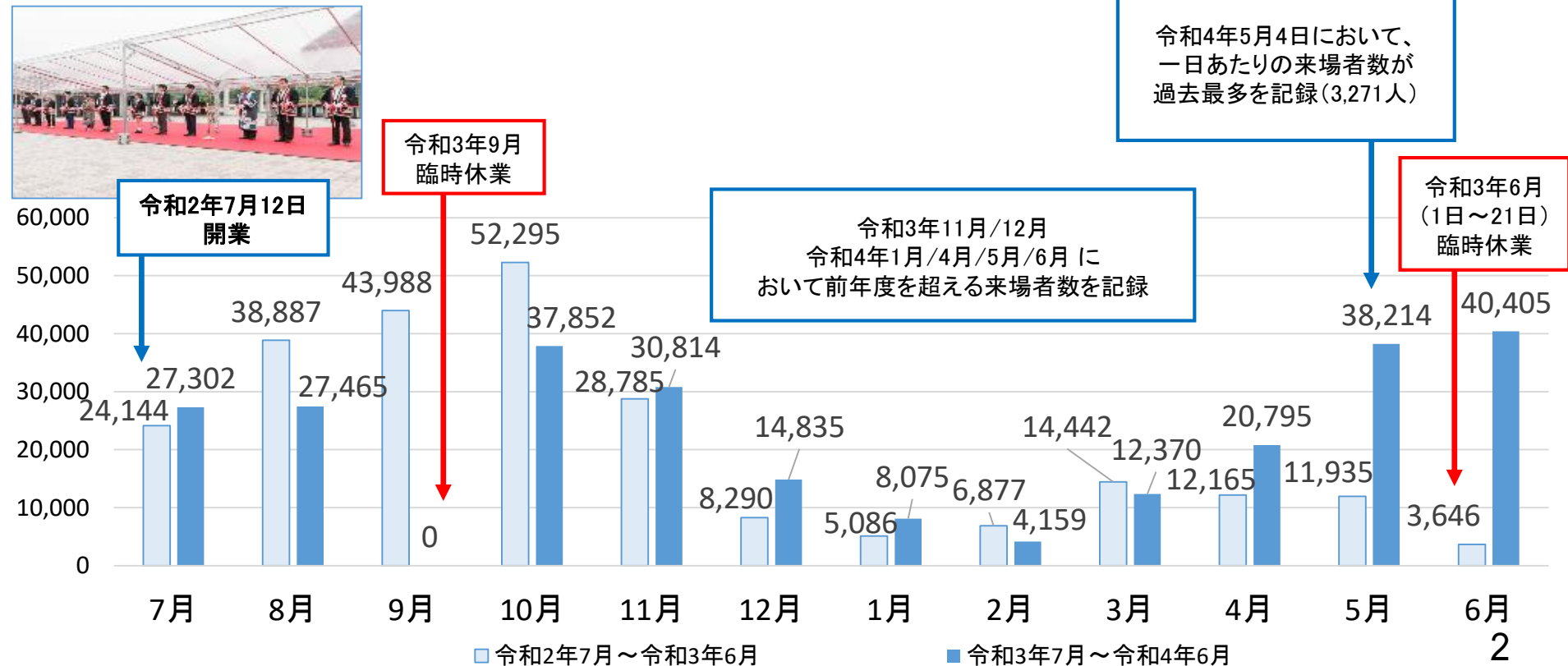
アイヌ施策の進捗状況について

(1) ウポポイの運営状況について

ウポポイの運営状況について

- ウポポイの来場者数は、開業1年目（令和2年7月12日～令和3年7月11日）で、約25.9万人（うち教育旅行生：約5.8万人）、2年目（令和3年7月12日～令和4年7月10日）で、約26.9万人（うち教育旅行生：約6.8万人）となっている。
- ウポポイ来場者へのアンケートでは、約8割が満足している旨の回答が得られたところ。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながらウポポイの適切な運営に努め、更なるコンテンツの充実、国立アイヌ民族博物館における展示内容の改善や充実、誘客促進に向けた広報活動等に取り組む。なお、今年から文化の日（11月3日）を無料開放日とする予定。

【月ごと入場者数】



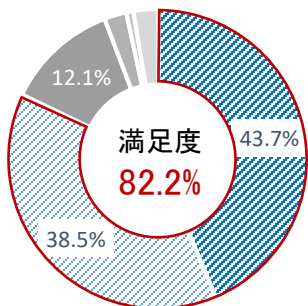
(参考) 令和3年度ウポポイ来場者に関する分析

- 一般来場者のうち、82.2%がウポポイへの訪問を「満足」と回答。また、多数の教育旅行生がウポポイ訪問が楽しかった、アイヌの歴史・文化への理解が深まったと回答し、引率教員の85.8%がウポポイ訪問を通じて生徒のアイヌの歴史・文化への理解が深まったと回答。
- 年に数回ウポポイを訪れるリピーターの割合は15.6%と令和2年度(9.1%)と比較し増加しており、季節ごとのイベント開催等を通じ、さらにリピーターを増やす取組を進める。
- 道内外問わず開業時と比べ、胆振地域の温泉地を有する市町村等への立寄割合が増加した。更なる集客を図るためにも周辺市町村等と連携したプロモーション等を検討。

一般来場者アンケート

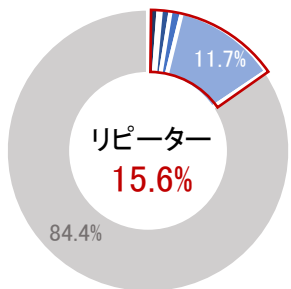
・R3年4月～R4年3月実施(N=1,177)

総合的な満足度



非常に満足 3.5%
まあまあ満足 43.7%
普通 38.5%
やや不満 12.1%
非常に不満 3.7%
無回答 0%

来場頻度

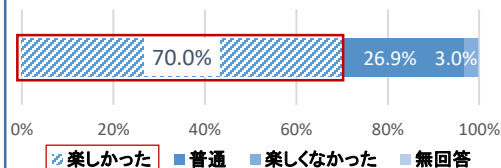


ほぼ毎日 0%
週に2～3回 0%
週に1回 11.7%
月に2～3回 0%
月に1回 0%
年に数回 0%
今回が初めて 84.4%

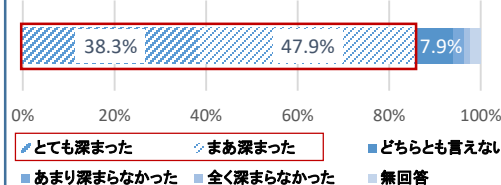
教育旅行アンケート

・R3年4月～R4年3月実施(小中学生 N=23,817 高校生 N=9,896; 引率教員 N=2,776)

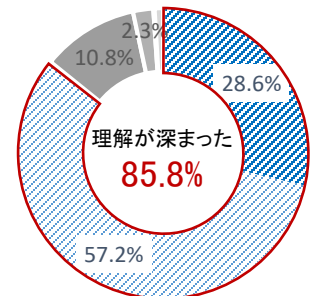
ウポポイは楽しかったですか。(小中学生)



アイヌの歴史・文化への知識や理解(高校生)



生徒のアイヌの歴史・文化への理解(引率教員)



とても深まった 2.3%
まあ深まった 28.6%
どちらとも言えない 57.2%
あまり深まらなかった 0%
全く深まらなかった 0%
無回答 0%

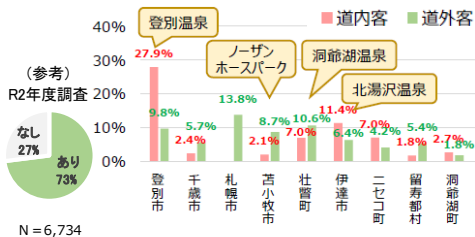
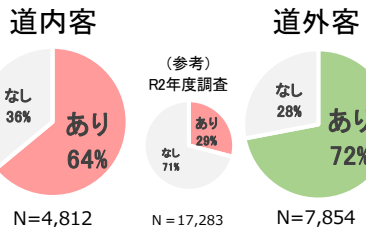
動態統計調査

・R3年10月～12月までを対象に携帯端末の基地局位置情報を元にした人流ビックデータを活用した調査を実施。

※居住地と立寄地が同一自治体の場合、立ち寄り「なし」と判定

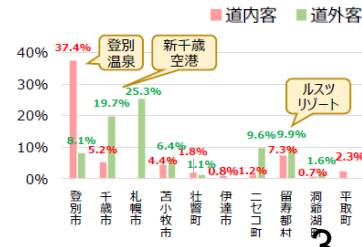
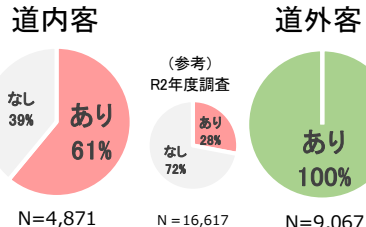
直前立寄地

【立寄有無】



直後立寄地

【立寄有無】



(参考) ウポポイ「無料開放日」の設定について

「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことを趣旨とする「文化の日」を中心とする「教育・文化週間」の期間中は、全国各地で博物館の無料開放など様々なイベントが開催される。

(例:各地方公共団体及び私立の美術館、博物館等の多くは、文化の日を含む教育・文化週間(11月1日～7日)内に無料開放日を設定。)



ウポポイにおいても、「教育・文化週間」の趣旨等を踏まえ、11月3日の「文化の日」を無料開放日とする。

○国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第175号)(抄)

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

(略)

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

(略)

○教育・文化週間について(昭和34年9月4日閣議了解)(抜粋)

1 趣旨

わが国の教育および文化に関し、関係者はもとより、ひろく一般国民の関心と理解を深めるとともに国民全般の協力を得、もってその充実振興をはかるため、教育・文化週間を設け、できるかぎりこの週間中に各種の教育・文化に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

(参考) 国立アイヌ民族博物館における展示改善

背景

- ・「アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた再発防止に向けた取組について」(令和3年6月)において、「国立アイヌ民族博物館を通じた啓発事業の一層の充実・強化を図る」こととされている。
- ・開館以来、来館者や、博物館に設置された「博物館運営会議展示検討ワーキング会議」(以下、展示検討WG)を構成する複数の委員から、**展示の説明が不足している**という指摘がある。

現状と課題

- ・歴史的事実を平均的に扱った展示構成としたことにより、説明が不足した特色に欠ける内容となっている
- ・アイヌ民族と和人との関係を描いた資料(松浦武四郎『知床日誌』)を展示するなど一部展示において改善中

目指すべき方向性

- 3つの展示方針に基づき改善を実施
- ①アイヌ民族の歴史にふさわしい時代感覚を反映した展示
 - ②「現在」と「過去」が視覚的に理解できる展示
 - ③展示品が持つ「物語性」を意識した展示



今後のスケジュール

令和4年度

【検証期間】

- ・展示検討WGでの意見聴取
- ・アンケート等による意見集約

令和5年度

【試行期間】

- ・展示検討WGでの意見聴取
- ・**歴史を主題にした展示会の開催**など

令和6年度

【改善期間】

- ・展示検討WGでの意見聴取
- ・各テーマやコーナーごとの**展示内容の見直し**

目指すべき姿

- ・国内外の多様な人々が、**アイヌ民族の歴史や文化を学び、正しく理解する機会を提供できる展示**

松野内閣官房長官とアイヌの方々等との車座懇談会

【場所】 民族共生象徴空間（ウポポイ） ポロチセ

【日時】 令和4年5月8日（日） 12：10～12：40



松野内閣官房長官は、アイヌの方々や地元首長など7名との車座懇談会に出席。アイヌ文化の伝承やウポポイ運営等に関する意見・要望を受けた。

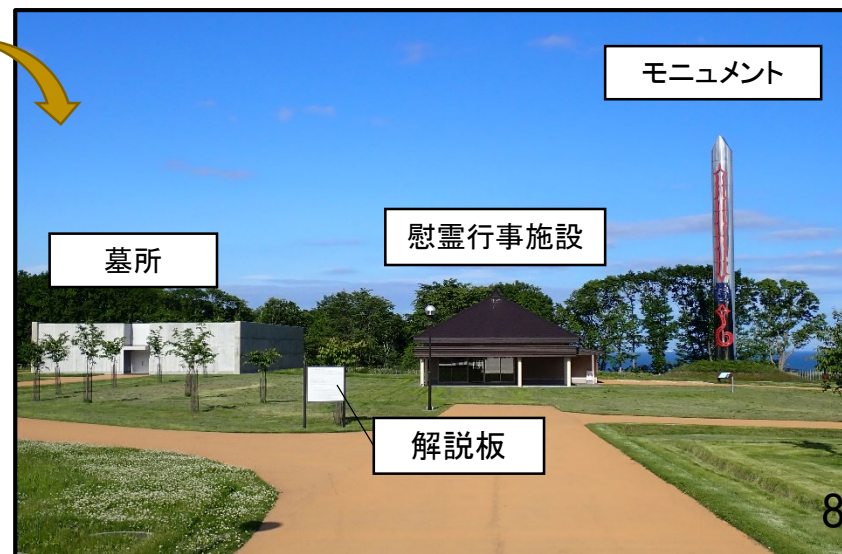
◆ 車座懇談会出席者と主な発言内容

| | |
|--|---|
| 加藤 忠 氏 (公社)北海道アイヌ協会 常務理事 | <ul style="list-style-type: none">・北海道の土地やアイヌの歴史について、公正で分かりやすい解説、発信をお願いしたい。・年間100万人来場に向けた交通アクセスの対策として、道路を整備してもらえないか。 |
| 秋辺 日出男 氏 ユーカラ劇脚本・演出家 阿寒アイヌ工芸協同組合 専務理事 | <ul style="list-style-type: none">・海外との交流事業などの観点から、ウポポイに「名誉館長」のような役職を設け、そこにアイヌ出身者を据えてもらえないか。・ウポポイの踊り手に、外部で研修や勉強ができる機会を与えてほしい。 |
| 酒井 奈々子 氏 帯広カムイトウウポポ保存会会長 (重要無形民俗文化財保持団体) | <ul style="list-style-type: none">・アイヌの活動を支えていく若い人材が、ウポポイのある白老に流出し、各地域の活動が先細りになってしまうことが心配。・アイヌ文化を伝承する地域の活動を支援するための施設整備など国の施策を検討してほしい。 |
| 荒田 裕樹 氏 (公財)アイヌ民族文化財団 主任 | <ul style="list-style-type: none">・ウポポイではプログラムを回すことに追われ、文化伝承やスキルアップにつながっていない。・各地域のアイヌの方々をウポポイに招き、交流することでアイヌ文化を共有したい。 |
| 川上 さやか 氏 (公財)アイヌ民族文化財団 主事 | <ul style="list-style-type: none">・ウポポイではプログラムを回すことに追われ、職員が知識を身に付ける時間や予算が無い。・職員がアイヌ文化を学習できる環境を充実させてほしい。 |
| 戸田 安彦 氏 白老町長 | <ul style="list-style-type: none">・年間100万人来場のため、インバウンド受入や渋滞解消のための環境整備をお願いしたい。・アイヌ政策推進交付金の拡充をお願いしたい。・各地域への周遊性を持たせるため、各自治体とウポポイで連携していきたい。 |
| 小笠原 春一 氏 登別市長 | <ul style="list-style-type: none">・集客強化の観点で、ウポポイと登別温泉で連携していきたい。・市はアイヌ政策推進交付金を活用し、情報発信施設を建設しているところ、これが完成した暁には、アイヌ文化を発信するとともに、ウポポイ集客につなげたい。 |

(2) アイヌ遺骨等の返還・集約等について

アイヌ遺骨等の返還・集約について

- アイヌの遺骨は、人類学等の分野での研究対象とされ、特に、明治中頃～昭和初期にかけ、日本人の起源を巡る研究のため、大学の研究者等によって発掘・収集が行われ、各大学に保管（文部科学省調査によると、平成31年4月現在、北海道大学、東京大学等12大学に、約1,900箱の遺骨が保管）。
- 政府としては、①アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、②直ちに返還できない遺骨等については、民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う旨基本方針を決定。
- 慰霊施設は、令和元年9月に、ポロト湖の東側の太平洋を望む高台に完成。同年12月までに、返還申請のあったものや訴訟中のものを除いた約1,600箱を集約（訴訟取下げのあった36箱を令和2年10月に追加集約）。また、令和3年10月現在、地域返還申請があった遺骨等のうち4地域48箱について各大学から返還済み。
- 大学以外にも、国内の博物館等において約140箱の御遺骨が保管されており、関係博物館等における保管の経緯や各地域のアイヌの方々の意向等を踏まえた博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いに関する基本的な考え方を公表予定。その後、関係博物館等が基本的な考え方を踏まえ、具体的な方針を策定の上、返還手続を実施。返還に至らなかった場合は、具体的な方針に基づき、地元において保管・埋葬又は慰霊施設に集約。



博物館等保管のアイヌ遺骨等の取扱い（概要）

1. 国が、アイヌ遺骨等の取扱いに関する基本的な考え方を策定し、関係博物館等に対して通知・公表

2. 関係博物館等が、基本的な考え方を踏まえ、具体的な方針を策定

(1) 保管するアイヌ遺骨等に関する情報を公開

(2) 基本的な考え方を踏まえ、具体的な方針(案)を策定し、意見募集

【具体的な方針として定めることを想定している主な事項】

1. アイヌの人々に返還することを基本とし、

① 祭祀承継者から返還の申出があった場合には、当該祭祀承継者に返還

② 地域返還の申出があった場合には、地域返還の手続を実施

2. 一定期間内に返還の申出がなかった場合には、

・ 地元(関係博物館等)において保管・埋葬

・ 白老の慰霊施設へ集約 等

※ 設置者等のアイヌ政策担当部局と調整する。その際、御遺骨の出土地域に地区アイヌ協会等のアイヌ団体がある場合、予め当該団体の意向を確認することが必要。

※ 地元で保管・埋葬する場合、適切に保管・埋葬できる施設・場所の確保や尊厳ある慰霊の実現が必要。

※ 具体的な方針(案)の策定に当たって、出土地域の地区アイヌ協会等のアイヌ団体等との間で協議・合意をしている場合は、そのことを前提とした方針を策定することも可能。

⇒ 一定期間、HP等を通じて意見募集を実施した上で決定・公表

3. 関係博物館等が、返還手続を実施

具体的方針で示した返還手続により、返還の受付を開始 ⇒ 返還の申出があったものについて、返還手続を実施

4. 返還に至らなかったアイヌ遺骨等について、具体的な方針に基づき、地元において保管・埋葬又は白老の慰霊施設に集約

※ 地元において保管することとなった場合も、白老の慰霊施設に集約した場合も、引き続き返還の手続は実施(白老の慰霊施設に集約した場合は手続は国が実施)。

※ 関係博物館等からの返還に係る費用並びに白老の慰霊施設に集約する場合における集約に係る費用及び集約後の返還に係る費用等は関係博物館等が負担

(注)準備が整った関係博物館等から、順次、上記の流れに沿って手続を開始

令和4年7月

(案)

博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて

1. 位置付け

本取扱いは、文化庁が実施した「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する再調査」(改訂版)において、アイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品(以下「アイヌ遺骨等」という。)を保管している旨の回答のあった博物館等又はその設置者(以下「関係博物館等」という。)によるアイヌ遺骨等の適切な取扱いに資するよう、基本的な考え方等について定めるものである。

なお、本取扱いは、各関係博物館等が状況に応じて個別の判断等を行うことを妨げるものではない。

2. 基本的な考え方

- (1) 関係博物館等が保管するアイヌ遺骨等の取扱いは、当該関係博物館等の責任及び権限の下に判断されるべきものであり、特に、関係博物館等がアイヌ遺骨等を保管するに至った経緯等は様々であることから、関係博物館等自らが、その保管するアイヌ遺骨等について、今後の取扱いの具体的な方針(以下「具体的方針」という。)を定めることが適切である。
- (2) 具体的方針は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(第61回国連総会2007年9月13日採択(A/RES/61/295 附属文書))を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」(平成25年6月14日政策推進作業部会報告)、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」(平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号。以下「特定遺骨返還ガイドライン」という。)及び「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」(平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。)を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とすべきである。
- (3) 関係博物館等は、具体的方針を定めるに当たっては、設置者等のアイヌ政策担当部局と調整する。その際、その保管するアイヌ遺骨等の発掘・発見された出土地域が特定されている場合には、当該アイヌ遺骨等の取扱いについて、できる限り、当該出土地域のアイヌの人々の意向をあらかじめ確認することが必要である。

3. 関係博物館等が具体的方針として定めることを想定している事項

関係博物館等が定める具体的方針には、下記の事項を定めることが適切である。

(1) 情報の周知について

関係博物館等は、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、以下の情報をホームページ等により周知すること。

- ① 発掘・発見された時期
- ② 発掘・発見された場所（市町村（地区）単位）
- ③ 性別、推定年齢
- ④ その他参考事項

(2) 個人が特定されたアイヌ遺骨等の祭祀承継者への返還手続について

個人が特定されたアイヌ遺骨等については、特定遺骨返還ガイドラインを考慮して、祭祀承継者にこれを返還するための手続を行うこと。また、祭祀承継者から返還請求がない場合又は祭祀承継者を特定することができない場合には、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）にこれを返還するための手続を行うこと。

(3) 発掘・発見された出土地域が特定されたアイヌ遺骨等の地域への返還手続について

発掘・発見された出土地域が特定されたアイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）については、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域アイヌ関係団体にこれを返還するための手続を行うこと。

(4) 返還の申請がなかった場合等における対応について

(2)又は(3)において、

- ① 情報の周知から一定の期間内において、返還の申請がなかった場合
- ② 出土地域特定遺骨等の返還の申請があったものの、当該出土地域特定遺骨等の返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であることの確認ができなかった場合

のいずれかに該当する場合には、次のア又はイのいずれかの手続を行うこと。

ア 地元（関係博物館等の所在する市町村をいう。以下同じ。）の施設において保管又は埋葬すること。

イ 国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管すること。

(5) 個人及び出土地域が特定されなかったアイヌ遺骨等について

個人及び出土地域を特定することができないアイヌ遺骨等については、次の

- ①・②いずれかの手続を行うこと。
- ① 地元の施設において保管又は埋葬すること。
- ② 国と協議の上、慰霊施設において保管すること。

上記の具体的方針を定めるに当たっては、次の事項に留意することが重要である。

- (1) 関係博物館等において具体的方針を策定する際には、具体的方針案をホームページ等で周知し、意見等を受け付けた上で定めることが望ましい。
- (2) 保管又は埋葬する場所については、出土地域のアイヌの人々の意向等を踏まえ、関係博物館等において判断すること。なお、地元の施設において保管又は埋葬する場合には、アイヌ遺骨等を適切に保管又は埋葬することができる環境を整えることが必要である。

4. 慰霊施設において保管することとなったアイヌ遺骨等の取扱い

- (1) 慰霊施設において保管することとなったアイヌ遺骨等に関し、関係博物館等が負うべき責務について、国と関係博物館等との間で協定を締結することとする。
- (2) 慰霊施設において保管することとなったアイヌ遺骨等については、特定遺骨返還ガイドライン及び地域返還ガイドラインに準じて、国がアイヌ遺骨等の返還手続を行うものとする。
- (3) 慰霊施設において保管することとなった後に、アイヌ遺骨等をアイヌの人々に返還することとなった場合には、当該返還に係る搬送に際し発生する費用について、国、関係博物館等及び返還を行う相手方との間で協議することとし、原則として関係博物館等が負担する。
- (4) 慰霊施設においてアイヌ遺骨等を保管することとなった場合には、国は、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間、適切に保管するものとする。

5. その他

- (1) 本取扱いの示す手続を経た上で慰霊施設において保管することとなり得るアイヌ遺骨等は、これまでの間、文化庁が実施した調査において関係博物館等が保管していることが明らかであるアイヌ遺骨であり、また、同手続を経た上で慰霊施設において保管することとなり得る副葬品は、当該アイヌ遺骨との関連性が明らかであるものとする。その他のアイヌ遺骨等については、原則として、発見・発掘した者、関係地方公共団体等において、適切な対応がなされるべきものである。

なお、関係博物館等が保管するアイヌ遺骨と一対一で対応する副葬品以外の副葬品の取扱いについては、出土地域のアイヌの人々と話し合い、その意向を確認することが望ましい。

- (2) アイヌ遺骨等に係る調査研究については、「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」の最終報告（平成 29 年

4月)などを踏まえた関係者間での検討に留意するものとする。なお、アイヌの人々の同意を得られないもの等は調査・研究の対象としないこととし、また、慰霊施設においては、アイヌ遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。

(3) 海外の博物館等が保管するアイヌ遺骨等について、国は、関係各国及びアイヌの人々の意向を踏まえつつ、必要に応じ、アイヌの人々への返還等に協力するとともに、直ちにアイヌの人々に返還することができないアイヌ遺骨等については、慰霊施設において保管することについても検討することとする。

(4) 文化庁は、関係博物館等に対し、必要に応じて助言及び支援を実施するものとする。

博物館等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況

令和4年6月現在

| 施設名 | 個体特定(体) | 特定不可(箱) |
|----------------|---------|---------|
| 北海道博物館 | 7 | |
| 北海道立埋蔵文化財センター | 2 | |
| 市立函館博物館 | 5 | 1 |
| 小樽市総合博物館 | 1 | |
| 室蘭市民俗資料館 | 7 | |
| 釧路市埋蔵文化財調査センター | 9 | 1 |
| 夕張市石炭博物館 | 1 | |
| 網走市立郷土博物館 | 2 | |
| 苫小牧市美術博物館 | 3 | |
| 紋別市立博物館 | 1 | |
| 根室市歴史と自然の資料館 | 14 | 5 |
| 伊達市噴火湾文化研究所 | 70 | |
| いしかり砂丘の風資料館 | 2 | 1 |
| 八雲町郷土資料館 | 1 | |
| 上之国館調査整備センター | 5 | |
| 豊浦町中央公民館 | 1 | |
| 厚岸町海事記念館 | 4 | |
| 東京国立博物館 | 1 | |
| 計18施設 | 136 | 8 |

※ 〔 個体特定：同一人物の御遺骨として特定されたもの（体）
 特定不可：個体特定ができていない御遺骨（箱） 〕

オーストラリア所在のアイヌ遺骨の返還について

○ドイツ所在のアイヌ遺骨の日本返還の実現

ドイツの博物館などにアイヌ遺骨があるとの報道等を踏まえて所在が確認された15体のうち、不当な入手経緯と認められる右記1体についてドイツ側より返還の意思が示されたことから、平成29年に返還を受け、民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に集約。

- RV33と記された頭蓋骨1体（身元は特定されていない）
- 1879年、ドイツ人G. シュレージンガーがアイヌの墓地から発掘したとされる
- 正確な出土地は特定されていないが、専門家は、借楽園（当時）から北海道大学構内にかけての範囲と推定。

○オーストラリア所在のアイヌ遺骨の日本返還に向けた取り組み

戦前に大学の研究者によりオーストラリアに渡ったアイヌ遺骨が、同国の在日大使館を通じて、これまでに現地の2つの博物館で4体確認されており、同国及び博物館はその全てについて返還を希望。

これについて、次の方針に基づき、関係者間の調整を進め具体的な返還手順を確立し、すみやかに返還を進める。

大学の研究者の主導的な関与によることを踏まえ、これまで進めてきた国内の大学が保管するアイヌ遺骨の返還等と同様に、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続きに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の活用によりアイヌの方々への返還等を進める。

具体的には、オーストラリアより内閣官房を窓口として日本への返還を進めるとともに、文部科学省・国土交通省等との連携により、以下のとおり「ガイドライン」に準じてアイヌの方々への返還等を実現する。

1. 地域が明確であるアイヌ遺骨については、「ガイドライン」に沿った地域返還の申請を受け付け、適切であると確認されたアイヌの方々に返還する。
2. 1.の手続きにおいて適切な返還先が確認できなかった場合や、地域が不明確であり直ちにアイヌの方々に返還できない場合については、「ガイドライン」に沿ってウポポイの慰霊施設に集約する。

オーストラリア所在のアイヌ遺骨の概要

①～④のいずれも頭骨（副葬品無し）であり、身元は特定されていない。

《地域が明確であるもの》

①1936年に南樺太のポト川河口付近で東大の横尾安夫講師が発掘。

同年に、ミュージアム・ビクトリアのダニエル・J. マホニー館長の依頼に応じ、下記④とあわせて東大の小金井良精名誉教授が寄贈。

②1921年に北海道岩内郡前田村大字三角山（現・共和町）で行旅死亡人として発見。1930年に東大の西成甫教授が寄贈。

《地域が明確ではないもの》

③1911年に小金井教授が、アデレードの衛生部門常任責任者のウィリアム・R. スミス博士に寄贈。

④1936年に、マホニー館長の依頼に応じ、上記①とあわせて小金井名誉教授が寄贈。

※いずれも付属している資料又は調査結果より推定される経緯等であり、肩書は当時のもの。なお、②は記載以外の具体的な経緯に不明点が多い。
※①・②・④はミュージアム・ビクトリアで、③はオーストラリア国立博物館で現在保管している。

墓所内の状況について（パネルイメージ案）

【ウポポイ慰霊施設について】

- ・先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が過去に発掘及び収集され、現在、全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等についてはウポポイに集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担うこととし、遺骨等の慰霊及び管理のための施設（「慰霊施設」）においては、管理する遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。

『アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（令和元年9月6日閣議決定）』より抜粋

【「墓所」について】

（構成）

- ・遺骨及び副葬品の保管室のほか、遺骨等の整理や返還作業に必要なスペース、遺骨等の一時保管室、その他付帯スペース（前室、機械室等）で構成する。

（遺骨及び副葬品の管理）

- ・遺骨の平穏な安置を確保するため、みだりに遺骨に触れない。
- ・遺骨及び副葬品は、それぞれ別室で保管することを基本とする。
- ・遺骨を収めるスペースは個体ごとに仕切りを設け、前面に扉（両開き）を付けることとする。
- ・遺骨及び副葬品は、短期間で著しく現状を損なうことのないよう適切に保管する。
- ・遺骨及び副葬品は帰趨を共にするため、その対応関係が判別できるよう管理を行う。

（施設の管理）

- ・遺骨等の厳重な保管のため、施設の耐久性を確保するとともに、防犯・防災等のセキュリティ対策を講じる。
- ・建物への立入りは、原則として、遺骨等の管理のために必要最小限なものに限ることとし、建物内では慰霊行為等の管理目的以外の行為は行わないこととする。

『「慰霊施設の整備に関する検討会」（RT）の検討状況について（中間取りまとめ）（平成28年5月13日）』より抜粋

- 遺骨保管室：温度（5度以上）、湿度（50%～55%）にて管理
副葬品保管室：温度（15度以上）、湿度（50%～55%）にて管理
- 遺骨と副葬品の対応関係が判別できるようプレートを設置し管理

墓所内の状況について（パネルイメージ案）

【遺骨保管室】



前面扉（両開き）



※【寸法】 縦345mm×横520mm×奥行695mm

【副葬品保管室】



【作業室】



【一時保管室】



(3) アイヌ政策推進交付金について

アイヌ政策推進交付金の執行実績

- 令和4年7月時点で、35市町村においてアイヌ施策推進地域計画を策定。
- これまで交付金を活用して、主に(参考)に掲げる事業を実施してきたところ。
- 引き続き、各市町村が交付金を積極的に活用できるよう、今後とも交付金に関する説明会を開催する予定。

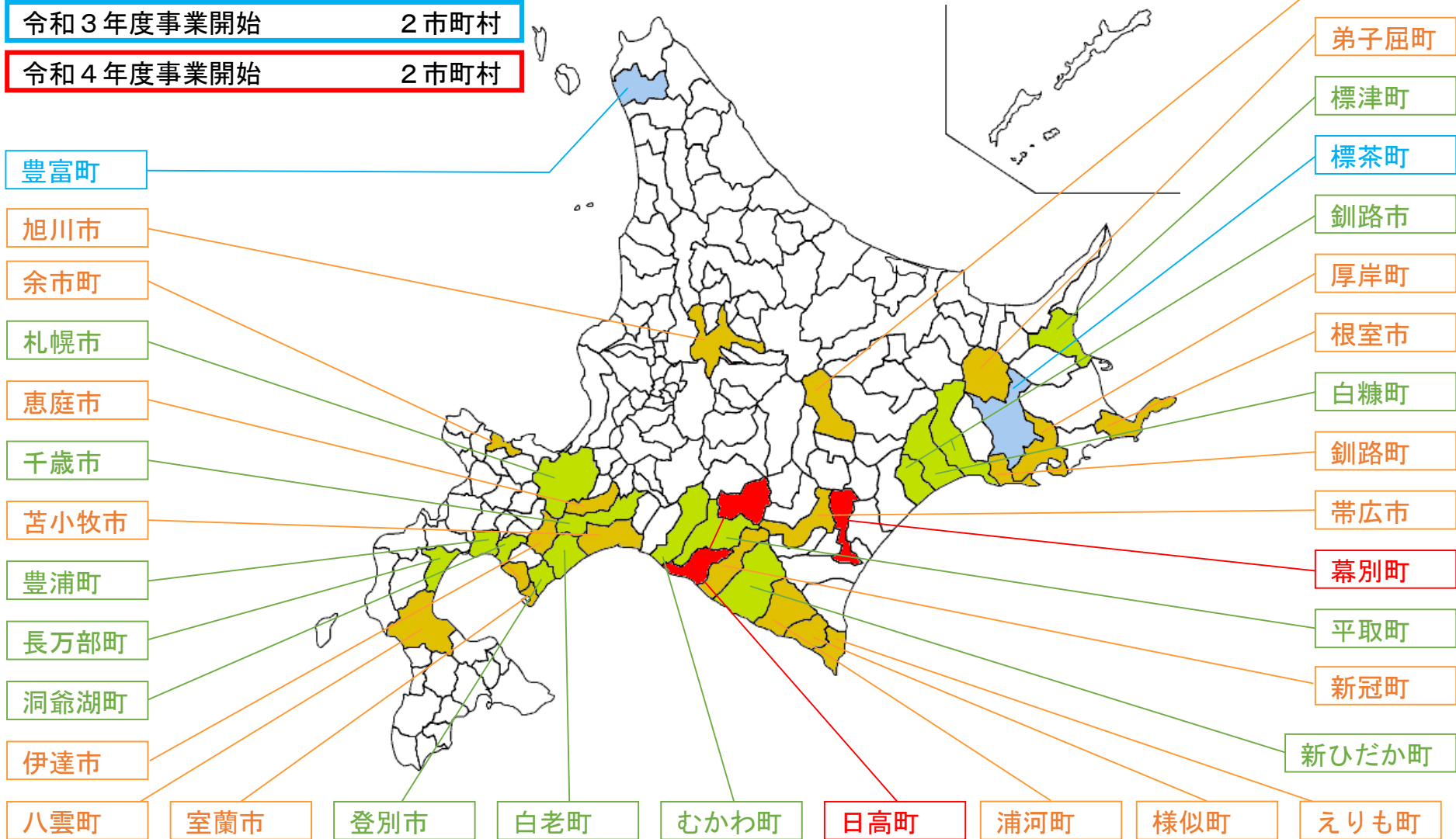
| | 予算額 | 執行額 | 交付対象市町村数 |
|---------------------|--------|--------------------------------|----------|
| 令和元年度 | 10億円 | 6.4億円 | 14市町村 |
| 令和2年度 | 20億円 | 15.4億円 | 31市町村 |
| 令和3年度 | 20億円 | 21.3億円 | 33市町村 |
| 令和4年度 (令和4年7月時点) | 20.5億円 | 24.3億円 ※第一回、第二回 交付決定分の合計 | 35市町村 |

※執行額は前年度からの繰越額を含む。

(参考) アイヌ政策推進交付金の活用市町村について

| | |
|-----------|-------|
| 令和元年度事業開始 | 14市町村 |
| 令和2年度事業開始 | 17市町村 |
| 令和3年度事業開始 | 2市町村 |
| 令和4年度事業開始 | 2市町村 |

道外市町村
松阪市（三重県）



【参考】【交付金事業の代表事例（千歳市）】

伝統的サケ漁法の伝承に向けたチプ（丸木舟）製作（R2～R5）

千歳アイヌの伝統的サケ漁法の伝承をより充実させ、後世へ確実に継承していくため、サケ漁に使用するチプ(丸木舟)を伝統的技法により製作し、チプ製作及び操船に関する知識と技術の保存・継承を図る。また、丸木舟の完成に合わせて「チプサンケ(進水の儀式)」を開催し、チプサンケに関する儀式作法の保存・継承を図る。

1. 事業の概要

- ・日高管内新ひだか町静内の国有林で樹齢約250年、樹高約25メートル、直径1メートルの大木を含むカツラの木(3本)を調達(令和3年2月)
- ・チプ(丸木舟)を2隻製作(令和3年5月～10月)
- ・チプサンケ(進水の儀式)を実施(令和3年10月)
※チプ製作過程及びチプサンケは、写真及び映像で記録し、知識と技術の次世代への保存・継承を図った。
- ・サケのふるさと千歳水族館で開催された「**鮭の日・アイヌフェスタ**」において、2日間にわたり、マレク(かぎ^{もり}鉾)漁を披露(令和3年11月)
※サケの捕獲体験者数26名、観客数約300名
- ・同館内において、チプの作業工程がわかる写真や動画を展示(令和3年11月)
※入館者数約2,500名(前年同時期の2倍)

2. 今後の予定

- ・チプをさらに2隻製作
- ・毎年9月のアシリチェブノミ(サケを迎える儀式)などの行事等を通じて、若い世代に操船と伝統漁法の技術を継承
- ・マレク漁や木彫りを観光客等に体験してもらい、古式舞踊や楽器演奏を鑑賞するアイヌ文化体験イベントを開催



▲カツラ原木の切り出し



▲船底削り



▲チプサンケ(進水の儀式)



▲船おろし



▲着水



▲鮭の日・アイヌフェスタにおいて、マレク漁を披露

イオル (アイヌの伝統的生活空間) の再生 (R2~R5)

コタン空間の諸施設の改修、アイヌ文化伝承者による体験事業を行うことで、アイヌ文化等の普及啓発及び継承者の育成を行うとともに、アイヌ文化を育んできた自然を再生することで、他地域への供給も視野に入れた、アイヌ文化に必要な自然素材の供給システムの構築等を行う。

1. 事業の概要

・コタン空間

チセ等のコタン空間の諸施設(チセ、舟小屋等)について、計画的に改修を実施(令和2年度~)又、復元したチセにおいて、アイヌ文化伝承活動実践者及び伝承者が主体となって、サラニプテセ(背負い袋編み)等の各種体験事業を実施

・森林空間

イオルの森のオヒョウ等自然素材の現状を把握するための調査を実施(令和2年度~)又、長期的視点にたち、木の選木、択伐、植栽を実施(令和2年度~)

・水辺空間

水辺空間の自然素材の現状を把握するための調査を実施(令和2年度~)又、モセウシ(カヤ場)やポント(小さい沼)でのカヤ、ガマ等の試験栽培、アマム(雑穀)の栽培等を実施

・ライブラリー、データベース構築

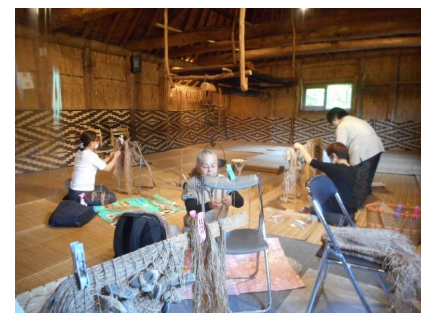
アイヌの歴史調査として地域住民の古老からの聞き取り調査を実施(令和2年度~)又、調査内容のデータベース化を図り、アイヌ文化として閲覧や活用できるシステムを構築

2. 今後の予定

平取地域のイオル再生事業は、平成20年度から事業展開しており、今後においても引き続き、アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の育成やアイヌ文化伝承活動等を継続



▲チセカヤ葺き替え



▲サラニプテセ体験



▲イナウ製作体験



▲新イオルの森試験植栽



▲シキナ(ガマ)の生育状況



▲シキナ(ガマ)試験植栽

(参考) 【交付金事業の代表事例 (新ひだか町)】

シャクシャイン記念館の改修 (R元～R5)

英傑シャクシャイン像が配置されている真歌^{まうた}エリアにおいて、儀式空間(シャクシャイン記念館)の改修、資料館(アイヌ民俗資料館)の改修、多機能型交流施設の新設を行うことで、次の世代に引き継ぐためのアイヌ文化拠点空間を整備する。

1. 事業の概要

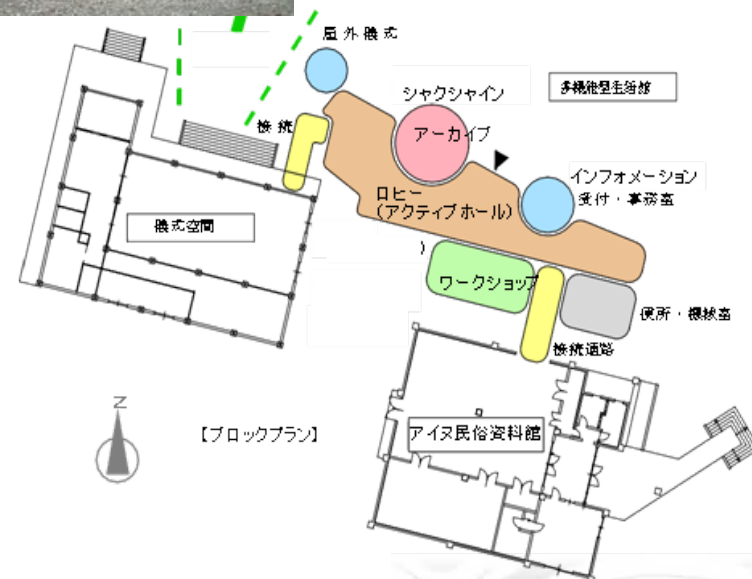
- ・基本構想の策定(令和元年度)
拠点空間の整備に関する全体ビジョンや事業イメージ等を示す基本構想を策定
- ・アクションプランの策定(令和2年度)
安定的な運営を図るため、収益事業によるアイヌ文化を活用したビジネス展開に向けたアクションプランを策定
- ・実施設計及び環境整備(令和3年度)
アイヌ文化拠点空間施設(儀式空間、資料館、多機能型交流施設)の実施設計やシベチャリチャシ跡の環境整備工事を実施

2. 今後の予定

- ・シャクシャイン記念館の改修工事実施(令和4年度)
恒常的に儀式を学び実践することができる儀式空間を整備し、人材育成に取り組む
- ・資料館の改修
民族結束の象徴であったシャクシャインの歴史等を伝える展示スペースの拡張等
- ・多機能型交流施設の新設
伝統料理づくりや刺繍などの体験プログラムを実施するための施設を設置



◀現シャクシャイン記念館
(出典:北海道ひだか観光ナビ)



▶現アイヌ民俗資料館
(出典:北海道ひだか観光ナビ)

阿寒湖アイヌアーティスト等のブランド化 (R元~R5)

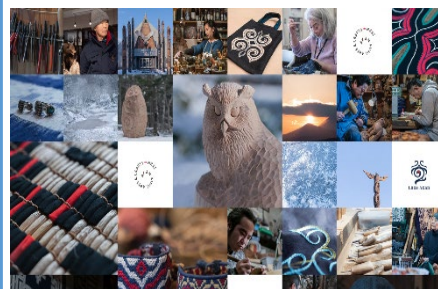
阿寒湖アイヌコタンにてアイヌ工芸品を手掛けている作家やその作品のブランド化のため、WEBや動画作成等を通じて、アイヌ文化に関心の高い層へ効果的な情報発信を行うとともに、新たな販路開拓・商品開発を行う。

1. 事業の概要

- ・アイヌ工芸作家(2名)とその作品の動画、写真撮影を行い、専用HPで公開(令和3年3月)
※報道件数:新聞掲載2件(釧路新聞、北海道新聞)
※WEB掲載件数:20件(東洋経済オンライン、時事ドットコム等)
- ・アイヌ工芸作家(5名)と外部のクリエイターとの協働により5点の**新商品を開発**(令和2年10月~令和3年3月)
- ・Facebook広告、WEB記事、プレスリリース等により、作家やその作品を情報発信(令和3年2月)
※Facebook広告(2/9~3/11)により、アカウントフォロワー数が180人(2/8時点)から1,507人(3/11時点)へと8.4倍に増加
- ・新商品をジャパンブランドフェスティバル2021に展示するとともに、オンライントークイベントでPR(令和3年2月)
※来場者数:568名、トークイベントYouTube再生回数:620回
- ・BtoB向けに阿寒湖アイヌ工芸品を集約した**電子カタログ**を制作(令和2年10月~令和3年3月)
- ・BtoB向け販路開拓、商品開発を行う拠点として、インフォメーションセンター(2箇所)を設置(令和3年度)
- ・首都圏、札幌等に**営業人材を配置し、新たな販路開拓・商品開発**等を行う営業活動を開始(令和2年7月~)
※商談成立件数は7件(令和3年12月現在)
- ・アイヌ文様と有田焼の**コラボ商品を開発し、国内外のクラウドファンディングシステム**を利用して販売(令和3年度)

2. 今後の予定

- ・アイヌ工芸作家とその作品の動画、写真撮影を追加し、専用HPのさらなる充実を図る
- ・WEB等のメディアを活用した**情報発信及び展示会への出展や企画展を開催**



▲専用HP



▲ジャパンブランドフェスティバル
2021出展風景



▲営業活動風景



▲新商品(5点)



▲BtoB向け電子カタログ



▲アイヌ文様の有田焼

アイヌ文化のブランド化推進事業 (R元~R5)

アイヌ工芸の認知度向上と普及啓発、後継者育成を目的として、デザイナー等と工芸家とのコラボレーションによる商品開発、アイヌ工芸品の販路開拓、WEB・SNSでの情報発信等、アイヌ工芸品のブランド化に向けた取り組みを行う。

1. 事業の概要

- ・アイヌ工芸品の販売及び商品開発の現状と課題の整理、伝統的工芸品の販売方法と販売体制に関する事例調査、デザイナーとのコラボレーションに関する事例調査を行い、アイヌ工芸品の販売促進の方向性と仕組みを検討し、**デザイナーとのコラボレーションの実施計画を立案** (令和元年度)
- ・WEBサイトを構築し、本事業に係る一連の広報、募集やアイヌ工芸を広告 (令和2~3年度)
- ・**デザイナーと工芸家とのコラボレーションによるアイヌ工芸品を商品開発**し、コラボ商品発表会を実施 (令和2~3年度)
- ・銀座及び渋谷におけるポップアップショップ (令和2年度)、日本橋及び渋谷におけるポップアップショップ (令和3年度)、日本橋におけるギャラリーを実施 (令和3年度)
- ・WEBサイト・SNS (Facebook, Twitter, Instagram) 等を通じたプロモーションを実施 (令和3年度)
- ・地域団体商標を申請 (令和3年度)
- ・**オンラインショップを開設** (令和3年度)

2. 今後の予定

- ・アイヌ工芸品及びコラボ商品をWEBサイト、SNS等を活用してプロモーションを展開
- ・海外販路開拓を目的とした海外でのPR販売及びニーズ調査を実施
- ・アイヌ工芸家とものづくり企業とのコラボ商品を開発
- ・**ターゲティングを意識し、ポップアップショップを実施**



▲オフィシャルサイト



▲inuye(イヌイエ)万年筆 (コラボ商品一例)



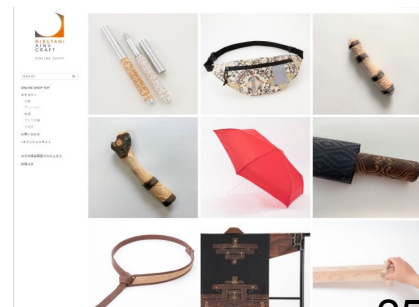
▲ポップアップショップ(銀座)



▲マキリ (ポップアップショップ販売商品一例)



▲二風谷アイヌクラフトのロゴ



▲オンラインショップ

(参考) 【交付金事業の代表事例 (長万部町)】 水産物のアイヌブランド化 (R元~R5)

アイヌの人たちが生活用具としてホタテを活用してきた歴史があること、また、現在もホタテ漁師の大半をアイヌの人たちが占めていることを踏まえ、ホタテの水揚げ量を安定させた上でアイヌブランド化を図り、産業振興につなげる。

1. 事業の概要

- 近年、ホタテ貝の大量へい死が大きな問題となっていることを踏まえ、他漁場産稚貝を移入、生存率を検証する調査を実施し、当漁場海域で生育するのに最適な稚貝の産地や移入時期(他漁場での育成期間)を確立する

※令和元年は羅臼産、苫前産
令和2年は羅臼産、遠別産
令和3年は遠別産 } のホタテ稚貝を移入

- ホタテ貝に関する商品のニーズ調査、新たな商品の企画や販売方法の検討、広告宣伝等によるブランド構築
※飲食店やスーパーマーケット等への市場調査(令和3年度)

2. 今後の予定

- アイヌブランド化の委託調査(令和4~5年度)
 - 令和4年度
 - ネーミング、ロゴの決定
 - ブランドホタテ貝アンバサダーの設定
 - 企業等とのタイアップ企画による新商品(加工品等)開発
 - ホタテ貝とアイヌ文化を紹介するホームページ開設
 - テレビ、各種メディアを活用したPRなど
 - 令和5年度
 - 令和4年度に開発した商品等の販売、PR
 - 町民参加型及び道内外でのイベント企画など



▲ 漁港への搬入



▲ 船への積み込み



▲ 船への積み込み



▲ 稚貝

アイヌブランド新商品の開発 (R元~R5)

地域アイヌ文化の価値をさらに高めるための新商品開発に向け、商品の試作品作成及び消費者アンケートによる市場調査の実施、検討を行う。

1. 事業の概要

・新商品開発に向けた調査検討(事業者等連携による新商品開発体制構築及び検討推進、海外・国内調査研究視察等)をし、商品パッケージ等のデザイン開発を行った。(令和元年度)

・新商品開発に向けた、試作品作成(菓子: サブレ、ラスク、スイートポテト)、市場調査(消費者アンケート)、次期商品開発への検討を実施した。(令和元年度、令和2年度)

※試作品として作成した菓子については、令和2年度より一部商品化、令和3年度より全商品の販売を行っている。

(令和2年度 約34,000個販売)

・令和2年度より開発検討を進めていた商品の試作品作成(鮭とば、山漬け)、試作品を活用した市場調査(消費者アンケート)によるニーズの把握、データの蓄積等を進め、新たな商品開発へ向けた検討協議を進めた。(令和3年度)

2. 今後の予定

・地域アイヌ文化の価値をさらに高めるため、引き続きQRコード等を活用しての市場調査を行い、ニーズの把握、データ蓄積を図り、開発した商品への改良等を検討する。

・知的財産保護制度確立に向けた検討を推進する。



▲パッケージ、しおりのデザイン開発(R元)



▲商品開発試作品(R2:菓子)



▲商品開発試作品(R3: 鮭)



◀ 市場調査 (R2,R3: 消費者アンケート)

多機能型交流施設の整備と活用 (R元～R5)

洞爺湖アイヌ協会の活動拠点となっている本町生活館^{ほんちよう}の老朽化が著しかったことから、アイヌの人たちと地域の人たちが、アイヌについて理解し、アイヌ文化や地域文化を継承するための拠点となるアイヌ民族共生拠点施設として、多機能型交流施設(生活館)を整備し活用を図る。

1. 事業の概要

- ・老朽化した本町生活館(昭和45年建設)を解体し、跡地にカムイノミやイチャルパ・研修などが行える、炉を敷設した多機能型交流施設(生活館)を建設
- ・アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ※」開設(令和3年4月)
※アイヌ語で「共に、一緒に」の意味
- ・「ウトウラノ」を活用したアイヌ文化体験教室等を実施(令和3年度～)

2. 今後の予定(施設の活用)

- ・アイヌ文化への理解促進を図るため地域住民を対象としたアイヌ文化体験教室の開催や、アイヌ文化伝承者育成を目的に、アイヌの人たちを対象とした伝承者育成事業を実施
- ・アイヌの子弟を含む地域の子どもたちに学習の場を提供するため、本施設とインターネット回線で繋ぎ、東京の講師がライブ授業を実施

▶ 解体された本町生活館
(解体前)



▶ ウトウラノ外観
(整備後)



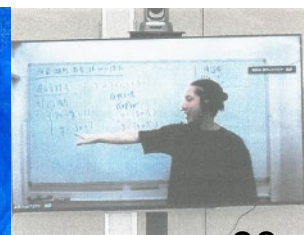
▼ アイヌ研修室



▲ 体験教室



▲ 伝承者育成事業で制作したイクパスイ



▲ ライブ授業

(参考) 【交付金事業の代表事例 (各市町村)】

アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備 (R元～R3)

老朽化した各市町村の生活館等の改修を実施

1.事業の概要

- ・**屋根の葺き替え、塗装、防水**
(令和元年度～)豊浦町、旭川市、八雲町、えりも町、厚岸町、平取町
- ・**外壁の塗替**
(令和2年度～)八雲町、豊浦町、えりも町、平取町、厚岸町
- ・**窓の取替、防水**
(令和2年度～)旭川市、苫小牧市
- ・**トイレの洋式化、多目的トイレ設置**
(令和2年度～)室蘭市、苫小牧市、登別市、八雲町、苫小牧市
- ・**照明や暖房の更新、設置**
(令和元年度～)豊浦町、苫小牧市、八雲町、旭川市、登別市
- ・**その他(内装等)の改修**
(令和2年度～)室蘭市、洞爺湖町、旭川市、釧路市、浦河町、厚岸町

2.今後の予定

老朽化した生活館等の改修を実施し、アイヌの高齢者によるコミュニティ活動の支援を図る。

▼厚岸町 屋根葺き替え

改修前>



改修後>

屋根のサビ、腐食部分の改善、軒部分の剥がれを改善



▼室蘭市 外壁改修

改修前>

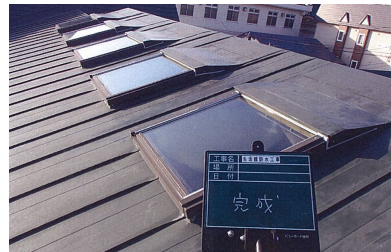


改修後>

外壁のひび割れ、防水性を改善



▼苫小牧市 天窗防水工事(雨漏り対策)



▼室蘭市 多目的トイレ設置(新設)



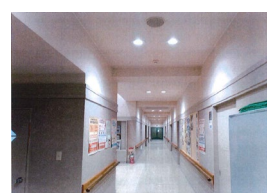
▼豊浦町 照明設備更新

更新前>



更新後>

LED化による照明度の向上、CO2排出削減



▼登別市 トイレ洋式化

更新前>



更新後>

洋式トイレによる利便性の向上



(参考) 【交付金事業の代表事例 (札幌市)】

児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流 (R元～R5)

アイヌの歴史・文化等への興味・関心を高めるため、小中高校生を対象としたアイヌ文化の体験プログラムの提供や伝統楽器「ムックリ」の体験機会の提供を行う。また、アイヌの児童生徒等を対象とした学習支援を行う。

1. 事業の概要

- ・札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、アイヌの高齢者等から小中高校生を対象にアイヌの伝統文化を体験するプログラムを提供
 - ・センターへの来館が困難な学校については、出前方式により体験プログラムを提供
 - ・上記プログラムにおいて、伝統楽器「ムックリ」や「アイヌ文様切り絵」などの体験機会を創出(ムックリは参加者に提供)
 - ・夏休み及び冬休みの期間中、アイヌの児童生徒を対象とした学習支援を実施
 - ・ウポポイ(民族共生象徴空間)における教員研修を実施
- ※その他、各市町村(地域)においてもアイヌの高齢者による伝承活動及びアイヌ文化の交流体験等を実施

2. 今後の予定

- ・今後も継続してアイヌの高齢者等から体験プログラムの提供や学習支援等を実施
- ・ウポポイにおける小中学生の体験学習及び教員研修を実施



▲団体体験プログラムの様子
(伝統楽器の演奏)



▲団体体験プログラムの様子
(舞踊の披露)



▲団体体験プログラムの様子
(展示物の解説)



▲出前団体体験プログラムの様子
(民具等の解説)



▲出前団体体験プログラムの様子
(アイヌ文様切り絵作成)



▲学習支援の様子

(参考) 【交付金事業の代表事例 (釧路市)】

高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化 (R元~R5)

アイヌの高齢者によるアイヌ文化知見の伝承を実施。

また、釧路地方の文化等資料を収集し、翻刻・一部デジタル化することで、今後の多面的な活動の基礎資料を作成。

1. 事業の概要

- ・アイヌの高齢者による伝承会、三世代交流体験及び高齢者への聞き取り調査を実施
(令和元年10月~)
- ・アイヌ文化に関する音声データ(原資料)を翻刻し、一部をデジタル化
(令和元年10月~)
- ・釧路市中央図書館に所蔵されている資料を撮影・翻刻し、一部をデジタル化
(令和元年10月~)

2. 今後の予定

アイヌの高齢者が保有する文化知見について、伝承会を継続するとともに「古式舞踊」、「工芸」、「儀式」の伝承

<(参考) その他地域における今後の取組>

- ・地域住民等を対象とした体験教室の開催や儀式の伝承研修を実施(洞爺湖町)
- ・高齢者によるアイヌ関連施設の見学、阿寒まりも祭りにおける儀式等への参加、他地域のアイヌの方々等との交流(伊達市)



▲伝承会の様子
(トゥキ・イクパスイを作る)



▲伝承会の様子
(博物館研修)



▲伝承会の様子
(樹皮から糸を作る)



▲伝承会の様子
(樹皮から糸を作る)



▲三世代交流体験の様子



▲三世代交流体験の様子 31

(4) アイヌに関する教育の充実について

小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について

- 平成29年から30年にかけて、小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等が行われ、アイヌに関する内容が充実。
- 小・中学校においては、新しい学習指導要領に基づく教科書がすでに使用されている。高等学校においては、本年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施となり「歴史総合」(必履修科目)の教科書が使用されている。令和5年度からは、令和3年度の検定に係る教科書である「日本史探究」が使用される予定である。
- また、アイヌに関する記述の充実に資する観点から、教科書を作成している発行者を対象とした説明会を毎年開催している。

<学習指導要領の改訂>

○小学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編

小学校社会〔第6学年〕（平成20年）
特段の記載なし。



小学校社会〔第6学年〕（平成29年）

「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする。」ことを、内容の取扱いの解説において新たに記載

○中学校学習指導要領（平成29年告示）

中学校社会〔歴史的分野〕（平成20年告示）

「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。



中学校社会〔歴史的分野〕（平成29年告示）

「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」と記載を充実

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）

日本史A、日本史B
（平成21年告示）
特段の記載なし。



歴史総合（必履修科目）（平成30年告示）

「18世紀のアジアの経済と社会」については、アジア貿易における「北方との交易をしていたアイヌについて触れる」ことや、その際「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに規定

日本史探究（平成30年告示）

「中世の日本と世界」の「社会の変容と文化の特色」については、「アイヌの文化の形成についても扱う」ことを新たに規定

「近世の日本と世界」の「幕藩体制の確立」については、「アイヌの人々」を通して、「北方貿易が行われたことについて取り上げる」ことを新たに規定

(参考) 教科書におけるアイヌに関する記述の充実について

学習指導要領等で明記されている「アイヌの文化」(小・中・高)と「北方との交易」(中・高)については、当該教科等の全ての教科書に記載が見られ、それに加えて例えばアイヌの人々が先住民族であることや民族共生象徴空間(ウポポイ)に関する記述が見られる。

| | |
|-------------------------|--|
| アイヌの文化 | 小学校社会(第6学年):3点/3点、中学校社会(歴史的分野):8点/8点、 高等学校歴史総合:12点/12点、高等学校日本史探究(※):7点/7点 ※令和5年度より使用予定 |
| 北方との交易 | 中学校社会(歴史的分野):8点/8点、高等学校歴史総合:12点/12点、 高等学校日本史探究:7点/7点 ＜参考＞小学校社会(第6学年):3点/3点 |
| 先住民族 | 小学校社会(第6学年):3点/3点、中学校社会(歴史的分野):7点/8点、 高等学校歴史総合:10点/12点、高等学校日本史探究:6点/7点 |
| 民族共生象徴空間 ・国立アイヌ民族博物館 | 小学校社会(第6学年):3点/3点、中学校社会(歴史的分野):3点/8点、 高等学校日本史探究:3点/7点 |

学習指導要領等に明記がない教科等においても、例えば以下のような記述が見られる教科書がある。

- 中学校 社会(公民的分野)・・・アイヌの人々への差別・偏見について人権課題として取り扱うものが6点中5点、アイヌ施策推進法について6点中4点で記載
- 小学校 音楽[第4学年]・・・日本各地につたわる民謡や郷土芸能の一つとしてアイヌの古式舞踊を紹介
- 中学校 国語[第1学年]
高等学校 英語コミュニケーションⅡ※令和5年度より使用予定・・・ユーカラ研究に取り組んだ知里幸恵の生涯を題材とする文章を掲載
- 高等学校 英語コミュニケーションⅠ・・・先祖供養の伝統儀式やアイヌ語などアイヌの文化を紹介

(参考)アイヌに関する教科書編集セミナー

設置・目的

- ・アイヌについて国民の理解を促進するうえで、学校教育におけるアイヌに関する教育の充実を図ることが重要。
- ・アイヌ総合政策室では、この観点を踏まえた取組を一層推進するため、小・中・高等学校学習指導要領の改訂に伴い新しい教科書を作成している発行者を対象としたセミナーを開催し、アイヌに係る専門的な知見や経験を有する有識者等から情報提供、及び意見交換等を行うことにより、その記述内容の充実を図ることを目的とする。(平成29年より実施)

開催概要

平成29年

10月19日(木) 参加：40名

- (1)来賓挨拶**
加藤 忠 (北海道アイヌ協会理事長)
- (2)概要説明**
●アイヌ政策を巡る現状と課題
小山 寛 (当室参事官)
- (3)講演**
●ひとつの列島、ふたつの国家、みつつの文化」
講師：佐々木 利和 (北海道大学客員教授)
●アイヌ語を教科書で扱うことの留意点
講師：中川 裕 (千葉大学教授)
●私の中で目覚めたアイヌ
講師：川上 容子 (アイヌ文化伝承者)
●時代と共にあるアイヌ民族
講師：秋辺 日出男 (阿寒アイヌ工芸協同組合専務理事)

平成30年

10月30日(火) 参加：35名

- (1)来賓挨拶**
加藤 忠 (北海道アイヌ協会理事長)
- (2)概要説明**
●アイヌ政策を巡る現状と課題
絹笠 誠 (当室参事官)
- (3)講演**
●地歴分野におけるアイヌ教育の必要性について」
講師：佐々木 史郎 (文化庁国立アイヌ民族博物館設立準備室主幹)
●アイヌ語はどういう言葉かー教科書でアイヌ語を紹介することの意義
講師：佐藤 知己 (北海道大学教授)

- アイヌ伝統舞踊の披露、伝統楽器の演奏 (アイヌ民族文化財団)

令和元年

7月23日(火) 参加：29名

- (1)挨拶 (書面)**
加藤 忠 (北海道アイヌ協会理事長)
- (2)概要説明**
●アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法) について
磯野 哲也 (当室企画官)
●2020年4月24日に向けたウポポイの開業準備について
滝澤 朗 (当室参事官補佐)
- (3)その他**
●ロゴマーク・写真・画像等の使用について (アイヌ総合政策室)

令和2年

11月30日(月) 参加：24名

- (1)挨拶 (書面)**
・加藤 忠 (北海道アイヌ協会常務理事)
- (2)概要説明**
●ウポポイ (民族共生象徴空間) の活動状況
実重 貴之 (国交省象徴空間施設企画官)
●国立アイヌ民族博物館の活動状況」
森下 元文 (文化庁企画調整課課長補佐)
●市町村におけるアイヌ施策の取組事例
蹴揚 秀男 (当室企画官)
- (3)その他**
●画像等の使用について (アイヌ総合政策室)

令和3年

11月12日(金) 参加：61人
(オンライン開催)

- (1)挨拶 (書面)**
・加藤 忠 (北海道アイヌ協会常務理事)
- (2)講演**
●新学習指導要領に基づく社会科教科書におけるアイヌ民族の歴史と文化
講師：加藤 博文 (北海道大学アイヌ・先住民研究センター長)
●アイヌ語の基本知識・表記・現在
講師：中川 裕 (千葉大学名誉教授)
- (3)概要説明 (最近の動きの紹介)**
●最近の動きⅠ
教科書でアイヌ民族を扱うための参考として
内田 祐一 (文化庁調査官)
●最近の動きⅡ
蹴揚 秀男 (国交省企画官)
●最近の動きⅢ
実重 貴之 (当室参事官補佐)

(注) 参加者数は、教科書会社及び教科書協会の人数である。

(5) アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた再発防止に向けた取組について

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた 再発防止に向けた取組の実施状況について

- 令和3年3月に、日本テレビ「スッキリ」においてアイヌの人々を傷つける不適切な放送が行われたことを受けて、内閣官房、総務省、法務省等が参画する再発防止検討会が「再発防止に向けた取組」を取りまとめ、令和3年6月に開催した第12回アイヌ政策推進会議においてこれを報告したところ。
- その後も、日本テレビにおいては、社内研修の実施、問題の放送に至った原因を検証した番組の放送、アイヌの歴史や文化を紹介する特集等の放送に取り組んできたところ。
- また、関係省庁から放送業界に対する要請を行い、アイヌ差別表現問題に関する全社会議の開催などの取組が行われている。
- そのほか、関係省庁において、差別の防止やアイヌの歴史・文化についての理解促進等のアイヌ関連施策を実施しているところ。

【参考】

○日本テレビにおける主な取組

- 社内研修の実施(令和3年6月～)
- 問題の放送に至った原因を検証した番組の放送(令和3年8月)
- アイヌの歴史や文化を紹介する特集等の放送
令和3年8月 ズームイン!!サタデーにて、東京オリンピックのマラソン・競歩競技の際に行われたアイヌ舞踊を札幌から生中継
9月 スッキリ「世界に届け!アイヌ舞踊」
12月 スッキリ「アイヌ語を未来につなぐ大学生」
令和4年1月 スッキリ「アイヌ伝統音楽を現代に!」
3月 スッキリ「人を想うアート アイヌ工芸」
5月 スッキリにて熊谷和徳氏のパフォーマンスでアイヌ伝統歌を紹介
6月 映画「アイヌモシリ」地上波初放送

○放送業界における主な取組

- NHKによる北海道管内の記者等に対するアイヌ民族の歴史等に関する勉強会の開催(令和3年9月)
- 民放連によるアイヌ差別表現問題に関する全社会議の開催(令和3年7月)

○関係省庁におけるアイヌ関連施策の主な取組

- 内閣官房、総務省から放送業界等に対して要請
- 法務省において人権普及啓発活動を実施
- 国土交通省、文化庁において、ウポポイを活用した情報発信等によるアイヌの人々の歴史、文化についての国民理解を促進

令和4年7月14日

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた
再発防止に向けた取組の実施状況について

内閣官房
総務省
法務省
国土交通省
文化庁

「アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた再発防止に向けた取組について」（令和3年6月10日アイヌ政策推進会議（第12回）報告）を踏まえた関係者による取組の状況は以下の通りである。取組の実施状況については、今後とも関係省庁において把握するとともに、必要に応じ適切な対応を行う。

1. 日本テレビにおける取組

(1) 放送

- ・ 令和3年8月7日「ズームイン!!サタデー」にて東京オリンピック公認プログラムとしてのアイヌ舞踊を現場から生中継。
- ・ 令和3年8月26日「スッキリ」にて、問題の放送に至った原因を検証した結果、および関係の皆様を取材したアイヌ民族の差別や歴史について放送。
- ・ 令和3年8月28日「検証 スッキリ アイヌ民族差別表現はなぜ放送されたのか」（26:30～27:00 関東ローカル）を放送。（STV 札幌テレビ放送では29日26:05～26:35）
- ・ 令和3年9月16日「スッキリ」にて特集企画「世界に届け！アイヌ舞踊」を放送。
- ・ 令和3年12月1日「スッキリ」にて特集企画「アイヌ語を未来につなぐ大学生」を放送。
- ・ 令和4年1月17日「スッキリ」にて特集企画「アイヌ伝統音楽を現代に！」を放送。
- ・ 令和4年3月16日「スッキリ」にて特集企画「人を想うアート アイヌ工芸」を放送。
- ・ 令和4年5月26日「スッキリ」にて熊谷和徳氏のパフォーマンスでアイヌ伝統歌を紹介。
- ・ 令和4年6月1日 日本テレビにて映画「アイヌモシリ」を放送、並行して「スッキリ」公式YouTubeにて監督インタビューを公開。

(2) 社内研修

- ・令和3年6月25日 「人権課題についての研修会」
講師) 法務省人権擁護局 菊池浩局長 (当時)
- ・令和3年10月26日 アイヌ民族研修として秋辺デボ氏による研修会を実施。
- ・令和4年秋 アイヌ民族に関する研修の実施を予定

(3) 社内啓発

- ・令和3年5月26日に開催した北海道大学アイヌ・先住民研究センター北原モコットウナシ准教授の研修会で寄せられた疑問への回答をイントラ上の社内報に7月~9月、計6回掲載。
- ・令和3年8月2日 考査部発行メール 放送人としての感度(「スッキリ」BPO意見書について)
- ・令和3年12月 放送ガイドライン上に、アイヌ民族も含む「国内の人権問題」の記述を追加

(4) 放送番組審議会

- ・令和3年9月28日 「スッキリ」および「検証番組」について審議
→令和3年10月10日に番組「日テレアップDate!」で審議の様子を放送。

(5) 民放連の研修

- ・令和3年7月13日、10月5日、令和4年3月2日
「放送番組における差別・人権に関する全社会議」

(6) BPO との研修

- ・令和3年10月1日 BPO 委員長代行や委員、制作現場の担当者らが参加し意見交換。

2. 放送倫理・番組向上機構(以下「BPO」という。)における審議

- 令和3年4月9日に、日本テレビの不適切な放送内容が放送倫理に違反する疑いがあるとして審議入りし、7月21日に審議結果を「日本テレビ『スッキリ』アイヌ民族差別発言に関する意見」として公表した。同意見において、BPOは「本件放送はアイヌ民族に対する、明らかな差別表現を含んだものだった」として放送倫理違反があったことを認定した。

3. 放送業界への対応

(1) 放送業界に対する要請

- 令和3年4月30日に総務省情報流通行政局長から日本放送協会(以下「NHK」という。)及び一般社団法人日本民間放送連盟(以下「民放連」とい

う。)に対し、人権問題に係る対応について要請を行った。

- 令和3年6月14日に内閣官房アイヌ総合政策室長からNHK及び民放連に対し、差別や人権侵害を防止する必要性について改めて理解し配慮するよう要請を行った。

(2) 放送業界における取組

- 令和3年6月にNHKは、全国の放送局等に対し、本要請等を踏まえた注意喚起の文書を発出し、9月13日に所属の北海道管内の記者等に対してアイヌ民族の歴史等に関する勉強会を開催した。また、令和4年3月に札幌局で、アイヌ文化の正しい理解のため、アイヌ語のアクセント・発音等を記載した「単語帳」を作成し、アナウンサー等に配布した。
- 令和3年4月30日に民放連は、会員全社に対し、当該要請文書を送付の上周知し、7月13日にアイヌ差別表現問題に関する全社会議を開催した。また、同年10月5日及び令和4年3月2日に、アイヌ差別に関するものではないものの、差別・人権に関する全社会議を開催した。
- 令和4年5月26日に民放連は、「民族」を取り扱う場合や、多様化する「性」について、放送において差別的な取り扱いをしないことを十分意識できるよう、「民放連 放送基準」の改正を決定した（令和5年4月1日施行予定）。

4. 関係省庁におけるアイヌ関連施策の取組

(1) 内閣官房

- 令和3年5月にアイヌ生活向上対策事業を実施している関係省庁から、事業の実施状況等についてヒアリングを行った。
- 令和3年6月14日に内閣官房アイヌ総合政策室長から都道府県知事に対し、に対して、関連する施策の充実、職員向けの研修の実施等、必要な取組を行うよう周知した。
- 令和4年3月に内閣官房、国土交通省、文化庁の連名にて、学校におけるアイヌに関する理解を深めるための取組として、修学旅行等においてウポポイが活用されるよう、文部科学省を通じ各教育委員会等に働きかける通知を发出した（別添）。

(2) 法務省

- 日本テレビ放送網株式会社の社内研修への講師派遣（令和3年6月）
- 中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会において、「アイヌの人々と人権」をテーマとした研修を実施（令和3年8月～10月）
- 公益財団法人人権教育啓発推進センターにおいて、アイヌに関する企画展示（「アイヌ文化の歴史と現在」）を実施（令和3年10月）
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団が道外で実施する「アイヌ文化フェスティバル」と法務局が連携した人権啓発活動を実施（実施：令和3年7月滋賀）

県、同年10月群馬県、同年11月東京都)

- SNSを利用した情報発信(随時)
- アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施(令和3年7月~8月)
- 「アイヌフォーラム北海道」を開催(令和4年3月)
- 札幌法務局人権擁護部から北海道環境生活部アイヌ施策推進局に対し、アイヌの人々に関する人権相談の法務局と北海道との相談連携について要請し、連携体制を構築(令和3年9月)
- 公益財団法人人権教育啓発推進センターの実施する「アイヌの方々のための相談事業」につき、法務省の人権擁護機関との連携を開始(令和4年5月)

(3) 国土交通省

- アイヌの人々の歴史、文化について国民の一層の理解を促進するため、令和4年度予算において、ウポポイのコンテンツ充実等を通じた情報発信の強化、児童生徒のアイヌに関する学習の理解を深める効果的な副教材の作成など、アイヌの伝統等の普及及び啓発に必要な経費を計上。
- (公財)アイヌ民族文化財団が以下の通り国民の理解を促進する取組を実施
 - ・講演会の開催 令和2年度実績3回
令和3年度実績3回
 - ・セミナーの開催 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実績なし
令和3年度7回実施

(4) 文化庁

- 国立アイヌ民族博物館における教育普及事業の拡充
令和4年度予算において、重点項目のひとつとして、アイヌの歴史や文化に関する理解不足に対応するため、主に遠隔授業数の増加及び教育用WEB動画・教員研修動画等の制作・配信など、国立アイヌ民族博物館が実施する教育普及事業の拡充に必要な経費を措置。
- 令和3年6月16日に文化庁次長から各教育委員会等に対して、関連する施策の充実、職員向けの研修の実施等、必要な取組を行うよう周知した。
- 博物館を活用した教員向け研修機会の提供
「教員のための博物館の日 at 国立アイヌ民族博物館」を開催した(令和3年8月2日現地参加43名、オンライン参加33名)。今年度は、令和4年8月1日開催予定。また、札幌市教育センター主催の教員向けの専門研修を博物館で開催予定(令和4年8月9日)。
- 研修講師(博物館職員)の派遣
北海道教育委員会主催で行われた北海道教育庁胆振教育局初任段階教員研

修3年次研修の講師として博物館職員を派遣した（令和3年9月15日オンライン参加124名）。

○博物館刊行物における人権啓発記事掲載

法務省と連携し、博物館刊行物「国立アイヌ民族博物館ニュースレター ANUANU vol. 5」において、法務省「アイヌの人々への理解を深め偏見や差別のない社会を」を掲載した（令和3年7月）。

5. 東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉えた情報発信等

○令和3年7月に政府広報BS朝日「宇賀なつみのそこ教えて！」において「ウポポイで発信する アイヌ文化の魅力！」を放送。

○内閣官房、国土交通省、文化庁、北海道、札幌市及び公益財団法人アイヌ民族文化財団の共催により、東京オリンピックのマラソン・競歩が札幌開催される令和3年8月5日から8日までの4日間、さっぽろテレビ塔前でアイヌ舞踊を実施し、その映像をインターネットでライブ配信した。また、その映像の一部はオリンピックの公式映像として世界に発信されるとともに、国内テレビ地上波等においても放送された。

○令和3年7月から9月にかけてNHKワールドでアイヌ文化とウポポイについて特別番組を国際放送した。

以 上

3受文科初第1172号
令和4年3月9日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方自治体の長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）への修学旅行等の実施について

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）への修学旅行等の実施について、内閣官房アイヌ総合政策室をはじめとした関係省庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行等の実施に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

併せて、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、お知らせいただくようお願い申し上げます。

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳 殿

内閣官房アイヌ総合政策室長
小 原 昇 (公印省略)
国土交通省北海道局長 高 橋 季 承 (公印省略)
文化庁次長 杉 浦 久 弘 (公印省略)

民族共生象徴空間 (愛称:ウポポイ) への修学旅行等の実施について (依頼)

令和元年9月6日に閣議決定された「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)においては、「政府は、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。」とされています。これに基づき、基本方針に定める「アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う」ための拠点として、令和2年7月12日、北海道白老町に民族共生象徴空間(愛称:ウポポイ。以下「ウポポイ」という。)を設置したところです。

ウポポイの開業に当たっては、基本方針の趣旨に鑑み、令和元年10月31日付閣副第546号・国北総第70号・観産第660号・元文庁第1026号「民族共生象徴空間(愛称:ウポポイ)への修学旅行等の実施について(依頼)」において、学校における遠足・修学旅行等へのウポポイの活用について学校等への情報提供への格段の御配慮をお願いしたところです。

また、令和2年度より順次実施されている新たな学習指導要領や同解説では、小学校、中学校、高等学校の社会科等において、アイヌの文化等に関する内容が盛り込まれております。加えて、学校においては、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じて、人権教育の一環として、アイヌの人々に関する指導が行われているところです。

このような中で、令和3年3月12日には、日本テレビ放送網株式会社の番組において、アイヌの人々を傷つける非常に不適切な内容が放送される事案が発生したところです。政府としては、再発防止検討会においてこのような事態を再び起こさないための検討を行い、再発防止に向けた取組を取りまとめたところであり、当該取組においては、アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間(ウポポイ)を活用した情報発信や国立アイヌ民族博物館を通じた啓発事業の一層の充実・強化を図ること等により、アイヌの人々の歴史、文化について国民の理解を促進することとしております(各都道府県・指定都市教育委員会教育長等に対しては、別添の通り、文化庁より「アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた

再発防止に向けた取組について(通知)」（令和3年6月16日付け3文庁第605号）により通知）。

これらを踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化について国民の理解を促進する上で、学校におけるアイヌに関する理解を深めるための取組は重要であると考えことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、学校における遠足・修学旅行等において「ウポポイ」が活用されるよう、各都道府県教育委員会等を通じ、改めて所管及び域内の市町村管下の学校等に「ウポポイ」に関する情報を提供していただきたく、格段の御配慮をお願いいたします。

※ 「民族共生象徴空間」とは、我が国の先住民族であるアイヌの歴史や文化の魅力に様々な角度から触れることができるアイヌ文化の復興・創造等の拠点であり、愛称「ウポポイ」はアイヌ語で「(おおぜいで)歌うこと」を意味しています。

(参考)

○ウポポイポータルサイト

<http://ainu-upopoy.jp/>

・【ウポポイ(民族共生象徴空間)とは】

国立アイヌ民族博物館

国立民族共生公園

<http://ainu-upopoy.jp/about/>

・【お知らせ】

<http://ainu-upopoy.jp/information/>

・【アクセス】

<https://ainu-upopoy.jp/access/>

・【教育関係者のみなさまへ】

<http://ainu-upopoy.jp/education/>